



資料をご覧いただく上での注意事項

掲載している数値等は、5月27日（令和6年度川崎市政策評価審査委員会第1部会の開催日）時点のものであり、今後、修正・変更になる可能性があります。

施策の概要

概要

背景

取組

成果

まとめ

基本政策（1層）

生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策（2層）

誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

施策（3層）

障害福祉サービスの充実

直接目標

障害者が生活しやすい環境をつくる

主な事務事業

障害福祉サービスの基盤整備事業

障害者日常生活支援事業

障害児施設事業

障害者福祉用具等支給・貸与事業

地域療育センター等の運営

障害者支援制度実施事業

実施計画に位置付けた成果指標

概要 背景 取組 成果 まとめ

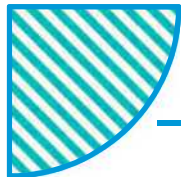
成果指標①		日中活動系サービスの利用者数			
算 出 方 法	日中活動系サービスの利用実績(各年度の3月実績)				
指 標 の 考 え 方	「日中活動系サービス」の利用実績を指標とすることにより、障害者の地域生活を支える環境の充実に向けた取組の成果を測ることができる。				
指 標 の 目 標 値	第1期策定時 4,324人/月(H26)	第1期目標 4,865人/月以上(H29)	第2期目標 6,928人/月以上(R3)	第3期目標 7,254人/月以上(R7)	
目 標 値 の 考 え 方	過去の実績及び見込値等を踏まえて策定した、「第5次ノーマライゼーションプラン」における計画値に基づき、目標値を設定する。 【第2期実施計画策定時】※H30(2018)から対象の事業所に就労定着支援を追加、また、国が示す指針や過去の実績を踏まえ必要なサービス量を算出し、目標値を変更。 ・第2期:5,094→6,928人/月 ・第3期:5,333→7,254人/月				

成果指標②		グループホームの利用者数			
算 出 方 法	市内グループホームのサービス利用実績(各年度の3月実績)				
指 標 の 考 え 方	グループホームの利用者数を指標とすることで、障害者が地域で自立した生活を送るための環境の充実に向けた取組の成果を測ることができる。				
指 標 の 目 標 値	第1期策定時 998人/月(H26)	第1期目標 1,331人/月以上(H29)	第2期目標 1,459人/月以上(R3)	第3期目標 1,819人/月以上(R7)	
目 標 値 の 考 え 方	過去の実績及び見込値等を踏まえて策定した、「第5次ノーマライゼーションプラン」における計画値に基づき、目標値を設定する。 【第2期実施計画策定時】※国が示す指針及び過去の実績等に基づき、必要なサービス量を再精査し、目標値を変更。 ・第2期:1,669→1,459人/月 ・第3期:2,093→1,819人/月				

実施計画に位置付けた成果指標

概要 背景 取組 成果 まとめ

成果指標③ 長期(1年以上)在院者数(精神障害)				
算出方法	1年以上在院した精神障害者の年度合計			
指標の考え方	精神障害者の長期在院者の状況を把握することにより、障害のある方の、地域移行の促進に向けた取組の成果を測ることができる。			
指標の目標値	第1期策定時	第1期目標	第2期目標	第3期目標
	65歳未満 306人(H25) 65歳以上 345人(H25)	65歳未満 271人以下(H29) 65歳以上 290人以下(H29)	65歳未満 234人以下(R3) 65歳以上 401人以下(R3)	65歳未満 189人以下(R7) 65歳以上 368人以下(R7)
目標値の考え方	過去の実績及び見込値等を踏まえて策定した、「第5次ノーマライゼーションプラン」における計画値に基づき、目標値を設定する。なお、65歳以上は認知症などの長期入院による治療が必要な疾患が発生しやすいこと等から、地域移行を促すための政策効果を分かりやすく把握するため65歳以上と65歳未満に分けて目標を設定する。 【第2期実施計画策定時】 ※国が示す指針及び過去の実績等に基づき、政策効果による地域移行をめざす人数を再精査し、目標値を変更 ・第2期:65歳未満 223人→234人 ・第3期:65歳未満 176人→189人 65歳以上 239人→401人 65歳以上 188人→368人			



実施計画に位置付けた成果指標

概要

背景

取組

成果

まとめ

成果指標④ 市内の相談支援事業所が、精神障害者の地域移行支援を実施した人数				
算出方法	市内の相談支援事業所が精神科病院入院者に対し、地域移行支援を実施した人数を、毎年実施される調査を基に算出			
指標の考え方	精神障害者の地域移行支援の実施人数を把握することにより、地域の支援体制の構築状況等、地域移行の促進に向けた取組の成果を測ることができる。			
指標の目標値	第3期策定時 61人(R2) ※第3期実施計画から 新たに設定	-	-	第3期目標 61人以上(R7)
目標値の考え方	精神障害者の地域移行支援を実施する相談支援事業が限られている現状を踏まえ、地域の支援体制を充実させ、地域移行支援を実施した人数を着実に増加させるため、現状値以上の支援の実施を目標とする。 ※H28(2016)～H30(2018)までに地域移行支援を実施した人数を基準に平均値を算出し、同様の水準以上を目標とする。			



本市の障害者数の推移

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 本市の人口は、平成18(2006)年4月1日においては約133万人でしたが、令和5(2023)年4月1日現在では約154万人となっており、この間の人口増加率は15.7%となっています。
- 本市の障害者数は、障害者自立支援法が施行された平成18(2006)年から令和5(2023)年までの17年間で75%増加しており、人口増加率を大きく上回っています。
- 各障害者手帳所持者数の推移をみると、身体障害では33.6%、知的障害では126.3%、精神障害では274.4%それぞれ増加しています。

人口と各障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成18年 (2006年)	令和5年 (2023年)	増加率
川崎市人口	1,332,035	1,541,640	15.7%
身体障害（身体障害者手帳）	27,667	36,964	33.6%
知的障害（療育手帳）	5,483	12,406	126.3%
精神障害（精神障害者保健福祉手帳）	4,330	16,212	274.4%
計	37,480	65,582	75.0%

※各年4月1日現在

※身体障害・知的障害は健康福祉局障害福祉課調べ

※知的障害は判定のみ受けて療育手帳を所持していない方も含む

※精神障害は健康福祉局総合リハビリテーション推進センター調べ

身体障害の内訳と推移

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 身体障害のうち、肢体不自由の方（構成比46.4%）が最も多く、次いで内部障害※（36.9%）、聴覚等障害（9.4%）、視覚障害（6.1%）、音声等障害（1.3%）の順となっており、障害は多様化しています。なお、増加率が最も高いのは内部障害で、平成18(2006)年から令和5(2023)年までの17年間で約1.8倍増加しています。 ※内部障害とは身体内部の臓器に何らかの障害があることをいい、心臓や腎臓等7障害があります。

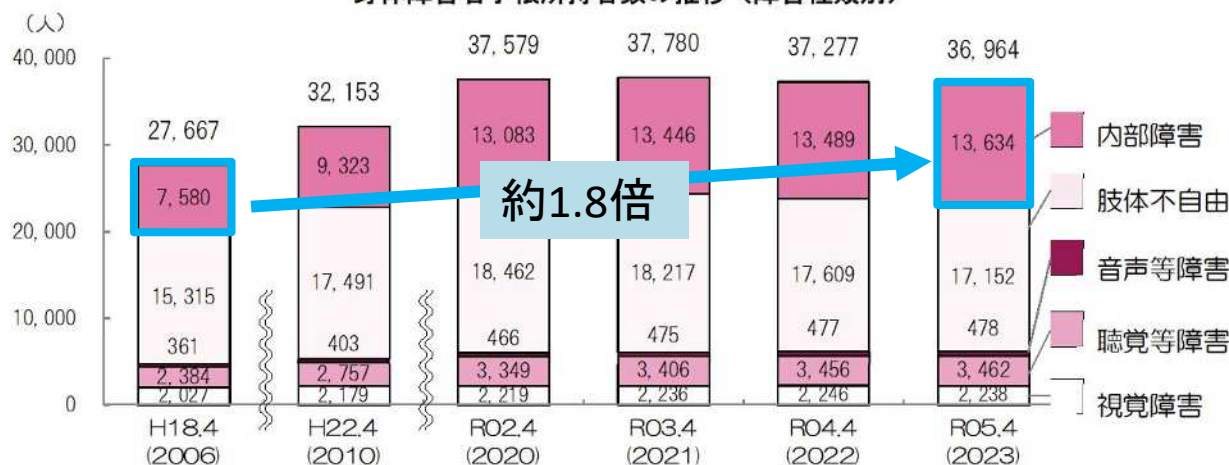
身体障害者手帳所持者数（障害種類別）

単位：人

区分	総数	視覚障害	聴覚等障害	音声等障害	肢体不自由	内部障害	再掲	
							18歳未満	18歳以上
総数	36,964	2,238	3,462	478	17,152	13,634	875	36,089
構成比（%）	100.0	6.1	9.4	1.3	46.4	36.9	2.4	97.6

※令和5(2023)年4月1日現在、健康福祉局障害福祉課調べ

身体障害者手帳所持者数の推移（障害種類別）



※各年4月1日現在、健康福祉局障害福祉課調べ

知的障害の内訳と推移

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 知的障害のうち等級別でみると、**B2(軽度)の方が全体の約5割と最も多く、次いでB1(中度)、A2(重度)、A1(最重度)の順となっています。増加率が最も高いのはB2(軽度)であり、平成18(2006)年から令和5(2023)年までの17年間で約3.6倍となっています。**

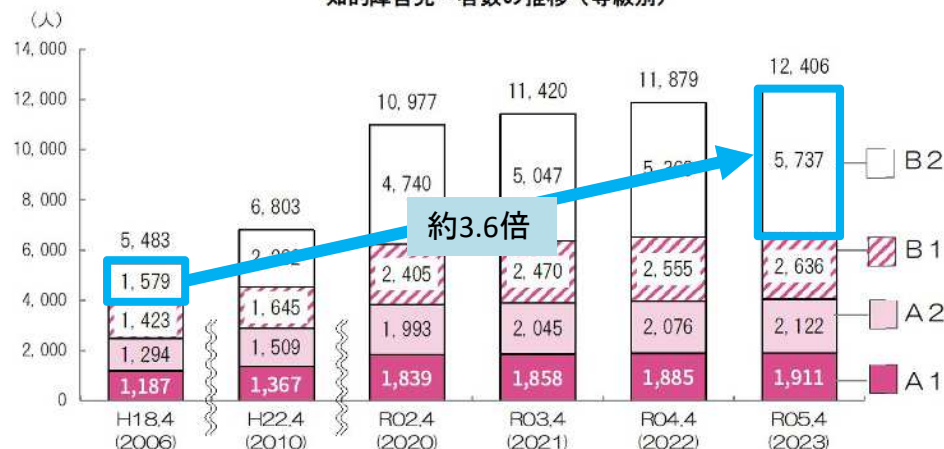
知的障害児・者数（等級別）

単位：人

区分	総数	A 1 (最重度)	A 2 (重度)	B 1 (中度)	B 2 (軽度)
総数	12,406	1,911	2,122	2,636	5,737
構成比 (%)	100.0	15.4	17.1	21.2	46.2
再掲					
18歳未満	4,241	471	556	667	2,547
18歳以上	8,165	1,440	1,566	1,969	3,190

※令和5(2023)年4月1日現在の療育手帳所持者数（判定のみ受けている方も含む）
健康福祉局障害福祉課調べ

知的障害児・者数の推移（等級別）



精神障害の内訳と推移

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 精神障害では、等級別でみると、2級（中度）の方が5割を超えて最も多く、次いで3級（軽度）、1級（重度）の順となっています。増加率は、平成18(2006)年から令和5(2023)年までの17年間で、3級が約5.9倍、2級が約3.6倍と高くなっています。

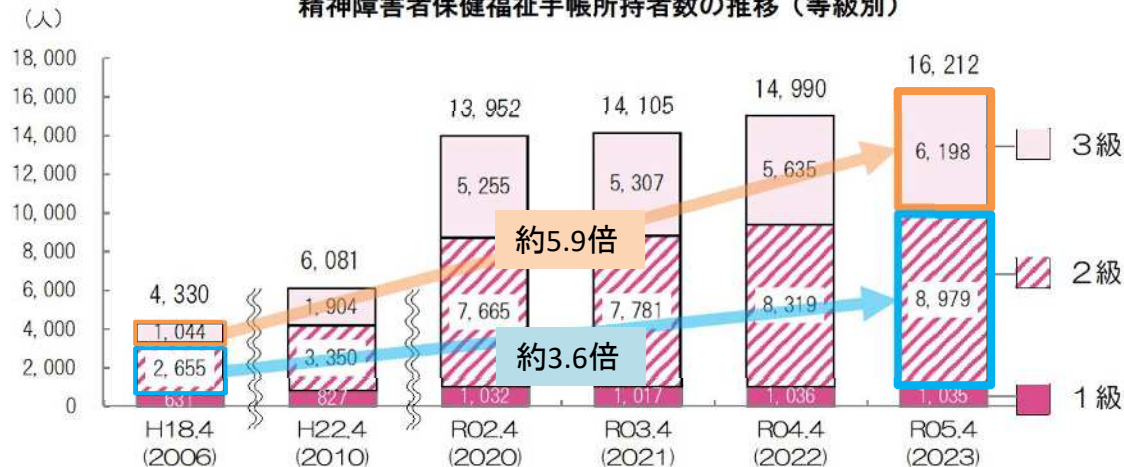
精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）

単位：人

区分	総数	1級 (重度)	2級 (中度)	3級 (軽度)
総数	16,212	1,035	8,979	6,198
構成比（%）	100.0	6.4	55.4	38.2

※令和5(2023)年4月1日現在、健康福祉局総合リハビリテーション推進センター調べ

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

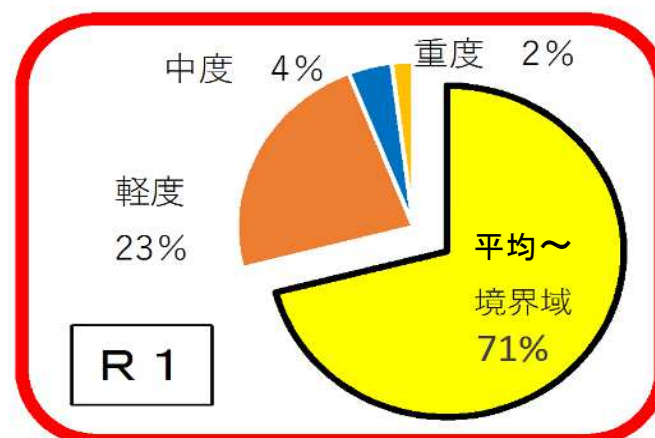


児童に関する相談の増加

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 障害に対する社会的な認識の高まり等により、地域療育センター（市内4か所）の相談者数が増加しています。
- 特に、知能指数が平均から境界域の、療育手帳に該当しないお子さんに関する相談が目立ちます。

	H25	R1	増加率
人口(18歳未満)	223,570	226,202	+1%
B2手帳新規取得者数(軽度)	202	272	+35%
療育センター新規来所者数	1,535	2,051	+34%



R1新規来所者数の内訳

地域療育センターにおける待期期間の縮小と中重度の障害への重点的対応、保育所、幼稚園、学校等に対するアウトリーチ支援の強化に向けて、令和3年度に「子ども発達・相談センター」を川崎区と幸区の2か所に開設しました。両センターの取組により、それぞれの特性に応じた効果的な相談支援の実施が可能となったことから、令和4年度以降も子ども発達・相談センターの拡充が求められていました。

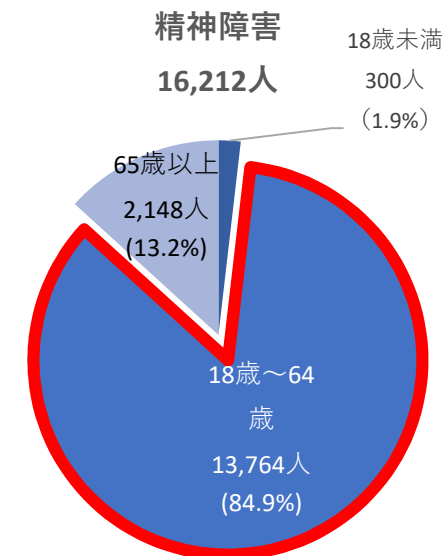
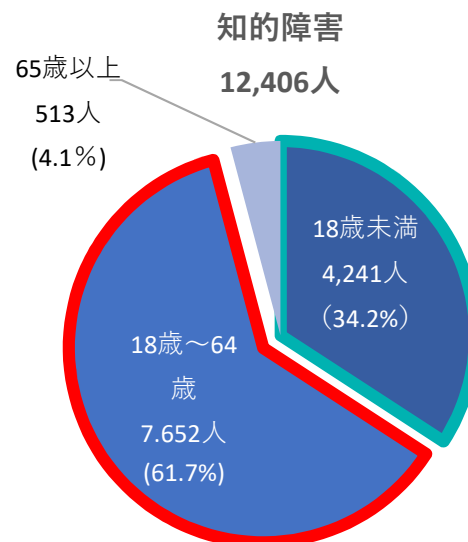
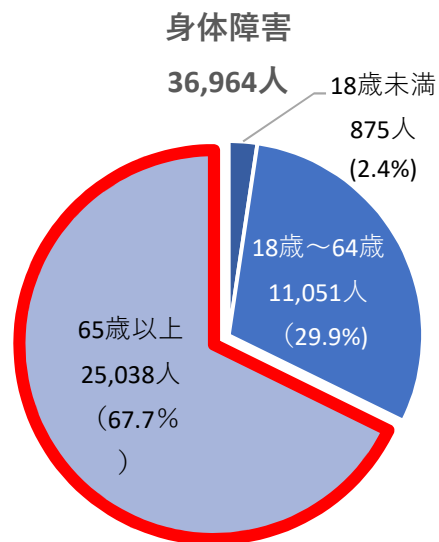
各障害の年齢別内訳

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 身体障害では、65歳以上が約7割と最も多く高齢化が進んでおり、知的障害と精神障害では、18歳～64歳が最も多くなっています。知的障害では、18歳未満も約3割と多くなっています。

障害者手帳所持者数の年齢別内訳 [令和5(2023)年4月1日現在]

総数65,582人(人口の4.3%)
 うち18歳未満 8.3%
 うち18歳以上65歳未満 49.5%
 うち65歳以上 42.2%



将来の生活ニーズ①

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 令和4年度に障害当事者※(家族や支援者が回答しているものも含む)に実施した「川崎市障害のある方の生活ニーズ調査」の結果では、家族・親族などの介助を受けている方が、将来その介助を受けられなくなった場合、多くの方が「一人暮らし」や「グループホームでの生活」など、地域での生活を希望しています。

※障害当事者とは、身体障害、知的障害、精神障害手帳所持者に加え、自立支援医療や指定難病等の医療受給者、特別支援学校・学級の通学者等を含めた当事者のこと。

将来の生活の希望（家族・親族などの介助を受けている方のみ）

単位：％

	身体障害 n=485人	知的障害 n=212人	精神障害 n=156人	精神通院医療 n=105人	難病 n=57人	高次脳機能障害 n=18人	発達障害 n=39人	特別支援学校等 n=51人	療育センター n=37人	GH入居者 n=49人	施設入所者 n=9人
一人暮らしをしたい	23.3	15.1	46.8	51.4	38.6	44.4	30.8	9.8	5.4	8.2	0.0
その他の親族と生活したい	16.3	16.0	12.2	15.2	15.8	33.3	15.4	17.6	29.7	0.0	0.0
グループホームで生活したい	5.8	37.7	9.6	9.5	1.8	5.6	33.3	25.5	24.3	79.6	33.3
入所施設で生活したい	16.7	20.8	10.3	4.8	17.5	5.6	2.6	29.4	32.4	2.0	55.6
老人ホームなどの高齢者の施設に入って生活したい	23.3	1.9	9.0	10.5	14.0	11.1	2.6	0.0	0.0	0.0	11.1
病院に入院したい、入院を継続したい	7.8	0.9	2.6	1.0	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

1番目に多い回答

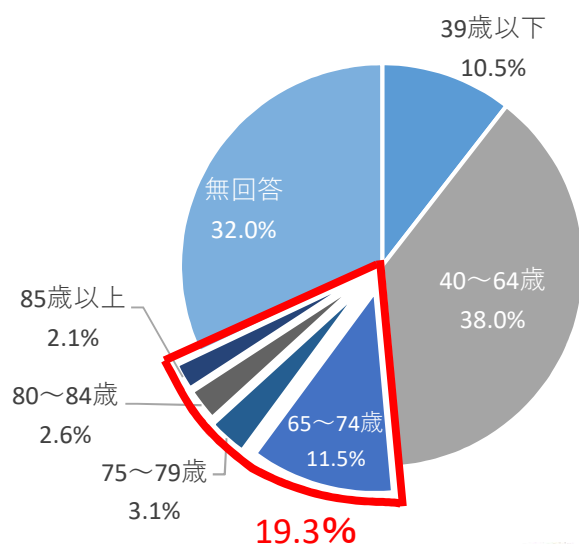
2番目に多い回答

将来の生活ニーズ②

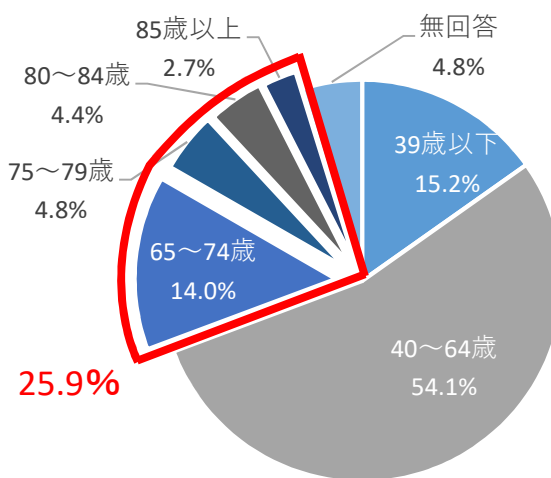
概要 背景 取組 成果 まとめ

- 「障害のある方」で介助・支援が必要な方2,572人のうち、主な介助者・支援者は、「父」799人、「母」888人、「配偶者」569人となっています。（複数回答）
- そのうち、障害のある方の主な介助者・支援者が「父」「母」の場合はその約2割が、「配偶者」の場合はその5割以上が65歳以上の高齢者となっており、「障害のある方」を支える家族の高齢化が進んでいます。

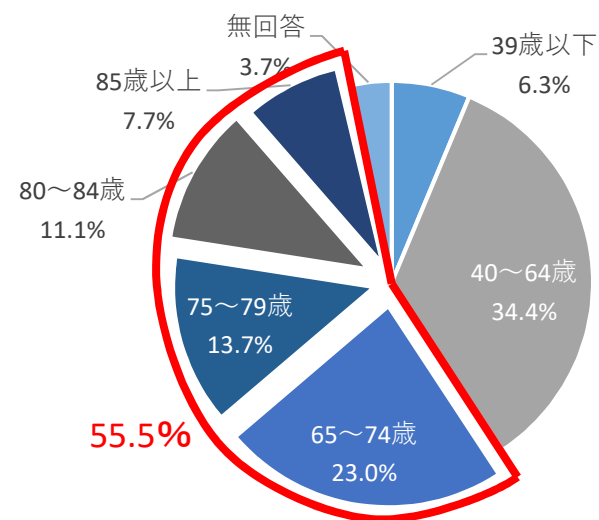
主な介助者・支援者「父」の年齢



主な介助者・支援者「母」の年齢



主な介助者・支援者「配偶者」の年齢



資料：川崎市障害のある方の生活ニーズ調査（令和4（2022）年度）

将来の生活ニーズ③

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 障害のある方が将来の生活で心配なことにつきましては、それぞれの障害特性により異なっており、身体障害では「自分で身のまわりのことができるかどうか」、知的障害では「生活する住居または施設があるかどうか」、精神障害では「生活費の負担ができるかどうか」が最も多くなっています。

表 将来の生活で心配なこと（複数回答）

単位：上段（人）、下段（％）

項目	回答者数	生活する住居または施設があるかどうか	いっしょに暮らす人がいるかどうか	身のまわりの介助をしてくれる人がいるかどうか	自分で身のまわりのことができるかどうか	生活全般に関する相談・援助が受けられるかどうか	働く場所や適当な仕事があるかどうか	通所施設や作業所、デイケアなど、日中の行き場があるかどうか	生活費の負担ができるかどうか	必要な医療が受けられるかどうか	隣人などとの関係がうまくいくかどうか	その他	特に心配はない	無回答
身体障害	1,526	269	208	253	574	213	280	59	477	257	69	74	341	145
	100.0	17.6	13.6	16.6	37.6	14.0	18.3	3.9	31.3	16.8	4.5	4.8	22.3	9.5
知的障害	798	395	334	312	368	313	315	263	354	206	155	41	54	53
	100.0	49.5	41.9	39.1	46.1	39.2	39.5	33.0	44.4	25.8	19.4	5.1	6.8	6.6
精神障害	965	326	283	222	411	308	348	95	515	265	169	70	95	66
	100.0	33.8	29.3	23.0	42.6	31.9	36.1	9.8	53.4	27.5	17.5	7.3	9.8	6.8
在宅系														
自立支援医療	221	63	69	35	81	55	82	14	119	59	33	14	26	14
	100.0	28.5	31.2	15.8	36.7	24.9	37.1	6.3	53.8	26.7	14.9	6.3	11.8	6.3
難病	196	33	23	39	86	33	37	13	68	54	10	9	41	5
	100.0	16.8	11.7	19.9	43.9	16.8	18.9	6.6	34.7	27.6	5.1	4.6	20.9	2.6
高次脳機能	47	10	12	10	19	5	14	8	21	4	3	1	6	0
	100.0	21.3	25.5	21.3	40.4	10.6	29.8	17.0	44.7	8.5	6.4	2.1	12.8	0.0
発達障害	43	25	14	19	24	23	20	17	26	16	11	4	1	1
	100.0	58.1	32.6	44.2	55.8	53.5	46.5	39.5	60.5	37.2	25.6	9.3	2.3	2.3
特別支援学校	91	42	28	31	49	27	58	35	46	23	20	3	4	2
	100.0	46.2	30.8	34.1	53.8	29.7	63.7	38.5	50.5	25.3	22.0	3.3	4.4	2.2
療育センター	49	29	23	30	29	22	29	28	25	18	8	3	1	7
	100.0	59.2	46.9	61.2	59.2	44.9	59.2	57.1	51.0	36.7	16.3	6.1	2.0	14.3
居住系														
施設入所者	80	35	10	27	13	16	5	14	18	27	8	7	14	15
	100.0	43.8	12.5	33.8	16.3	20.0	6.3	17.5	22.5	33.8	10.0	8.8	17.5	18.8
GH入居者	189	66	34	50	61	59	38	47	76	44	32	13	34	19
	100.0	34.9	18.0	26.5	32.3	31.2	20.1	24.9	40.2	23.3	16.9	6.9	18.0	10.1

ノーマライゼーションプランの策定

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 本市では、法で策定を義務付けられている障害福祉に係る関連計画（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画）を「ノーマライゼーションプラン」として一体的に策定し、障害福祉施策を総合的に推進しており、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする、『第5次かわさきノーマライゼーションプラン』を令和3年3月に策定しました。

計画名	根拠法	内容	計画期間
障害者計画	障害者基本法	障害福祉施策の方向性等に関する基本計画	令和3年度～令和8年度 （6年間）
第6期障害福祉計画	障害者総合支援法	重点的に取り組む目標や各年度におけるサービス見込量等を定めた計画	令和3年度～令和5年度 （3年間）
第2期障害児福祉計画	児童福祉法		

- 令和5（2023）年度末に第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の計画期間が終了することに伴い、同計画について令和6年度以降の取組を位置付けた新たな計画を策定するとともに、社会情勢の変化やこれまでの取組の進捗状況を踏まえ、障害者計画を含めた計画全体の間見直しを行い、『第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版』を令和6年3月に策定しました。

令和3（2021）年度 令和4（2022）年度 令和5（2023）年度 令和6（2024）年度 令和7（2025）年度 令和8（2026）年度



社会情勢の主な変化と課題に対する対応方針

概要 背景 取組 成果 まとめ

第5次かわさきノーマライゼーションプラン改定版施策体系図

川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの基本理念

『誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現』

第5次かわさきノーマライゼーションプランの基本理念

『障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現』

社会情勢の主な変化

障害者の増加

障害の多様化

高齢障害者の増加

障害の重度化・重複化

家族の高齢化

支援ニーズの増加

共生社会実現に関する法制度

大規模災害

新興感染症

障害児支援ニーズの増加・多様化

課題 ●高齢者や障害児・者等に対する包括的な支援体制（地域リハビリテーション）の構築

課題

●多様なニーズに対応する相談支援や地域生活支援の充実
●障害の特性やライフステージに応じた切れ目のない包括的な支援体制の構築

課題

●多様なニーズに対応できる住まいの場の確保
●医療的ケア児・者への支援の充実など、保健・医療分野等との連携強化

課題

●障害福祉サービスを担う人材の確保等
●ボランティアや障害当事者を含めた多様な主体による支え合い
●経済的な自立に向けた雇用・就労支援

課題

●障害のある方の権利擁護に関する取組の推進
●市民意識の醸成（心のバリアフリー）
●スポーツや文化芸術等の社会参加の促進
●ソフト・ハード両面でのバリアフリー化
●大規模災害や新興感染症への対応

施策体系

基本方針Ⅰ 育ち、学び、働き、暮らす

～多様なニーズに対応するための包括的な支援体制（地域リハビリテーション）の構築～

施策1 相談支援体制の充実

- ①相談支援体制
- ②専門的な相談支援体制

施策2 地域生活支援の充実

- ①生活支援サービス
- ②日中活動サービス
- ③情報コミュニケーション支援
- ④移動及び外出の支援
- ⑤福祉用具等による支援
- ⑥精神障害者の地域移行・地域定着に向けた支援

施策3 子どもの育ちに応じた切れ目のない支援体制の充実

- ①相談支援体制
- ②療育支援体制
- ③関係機関との連携
- ④教育環境・教育活動
- ⑤進路支援
- ⑥放課後等の支援
- ⑦家庭や地域活動への支援

施策4 多様な住まい方と場の確保

- ①民間住宅における居住支援
- ②公営住宅における居住支援
- ③居住環境の向上支援
- ④グループホーム
- ⑤入所施設
- ⑥高齢障害者への対応

施策5 保健・医療分野等との連携強化

- ①専門的な医療等の提供
- ②医療施設・助成
- ③医療と地域の連携
- ④医療的ケアを必要とする方への支援

施策6 人材の確保・育成と多様な主体による支え合い

- ①人材の確保・育成の推進
- ②福祉サービスに対する第三者の視点
- ③多様な主体による支え合い

施策7 雇用・就労・経済的自立の促進

- ①就労意欲の喚起
- ②就労移行・定着に向けた支援
- ③企業への雇用支援
- ④福祉的就労の支援
- ⑤経済的支援

基本方針Ⅱ 地域とかかわる

～地域の中でいきいきと暮らしている「心のバリアフリー都市川崎」の実現～

施策8 権利を守る取組の推進

- ①障害を理由とする差別解消の推進
- ②障害者虐待防止に向けた取組の推進
- ③成年後見制度等の推進
- ④消費者トラブルの防止

施策9 心のバリアフリー

- ①かわさきパラマップの推進
- ②障害の理解促進と普及啓発
- ③学校における交流・福祉教育

施策10 社会参加の促進

- ①パラスポーツの推進
- ②文化芸術活動の推進
- ③生涯学習の推進

基本方針Ⅲ やさしいまちづくり

～誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進～

施策11 バリアフリー化の推進

- ①福祉のまちづくりの推進
- ②公共交通機関のバリアフリー化
- ③道路のバリアフリー化
- ④公共施設のバリアフリー化
- ⑤まちの情報提供の充実
- ⑥情報バリアフリーの推進

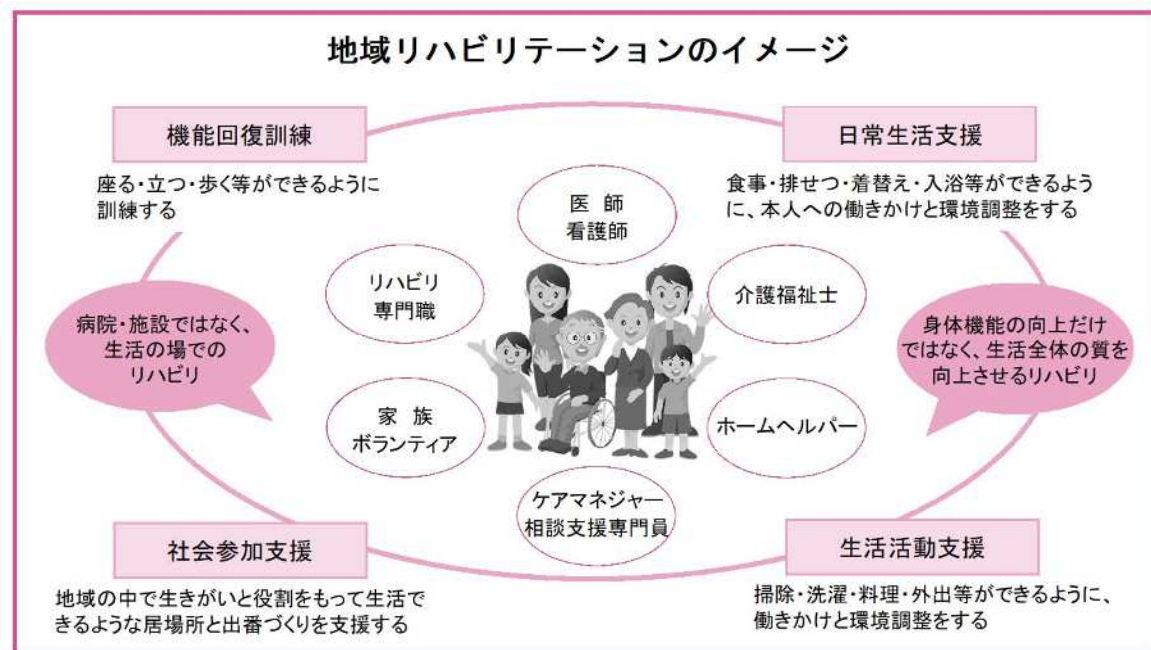
施策12 災害・緊急時対策の強化

- ①災害時や緊急時における支援体制の充実
- ②情報伝達手段の確保

地域リハビリテーションの推進

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 高齢化の進展や支援ニーズの増加・多様化などに対応するため、年齢や疾病、障害の種別等で限定しない、全世代・全対象型の地域リハビリテーション体制の構築に取り組んでいます。

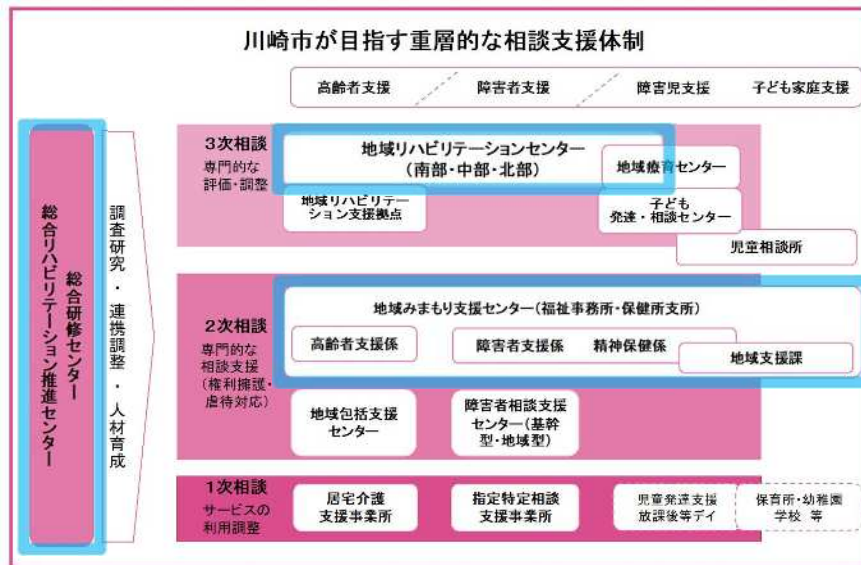


- 身体を動かせるようにするだけでなく、食事ができるようにする、洗濯をできるようにする、働けるようにするといった生活全体を支える取組を推進します。
- 病院や施設ではなく生活の場である地域の中で、専門職だけではなく、生活に関わるあらゆる方が担い手となってリハビリテーションを展開することにより、住み慣れた場所や自らの望む場所で質の高い生活を送り続けることができるようにしていきます。

地域リハビリテーションの推進

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 重層的な支援体制による効率的で包括的な相談支援の提供をすることで、個々のニーズに対して迅速かつきめ細かな支援を提供しつつ、高度で専門的なニーズや多様なニーズにも対応できる体制を構築しています。



3次相談による評価の例

- 病気や障害、生活環境に関する評価・判定
- 利用する制度やサービスの調整
- 施設や事業所に対する助言



南部 川崎市日進町（ふくふく内）
中部 中原区井田
北部 麻生区百合丘

日常生活上の困り事に対して、専門的に評価や調整・助言を行い、生活の質を向上します。

総合リハビリテーション推進センター

地域リハビリテーションセンターの統括を行うとともに、民間の事業者も含めた全市的なサービスの質の向上を図るため、**調査研究・連携調整・人材育成**を推進しています。

地域リハビリテーションセンター

3次相談機関として、ケアマネジャーや相談支援専門員が実施する相談支援において必要となる**専門的な評価・判定**や**専門的な調整・助言**を提供します。

地域みまもり支援センター

2次相談機関として、権利擁護や虐待等による専門的な支援が必要な方を対象として、**1次相談機関をバックアップ**します。
本市においては、**こどもから高齢者まで全ての地域住民を対象とした包括的な組織**として、平成28年から設置しています。

日中活動系サービスを充実させる取組

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 日中活動系サービスとは、障害福祉サービスのうち、在宅等から施設へ通い、施設で目的に応じて日中活動を提供するものを指します。
- 障害のある方が住み慣れた地域で生活を継続していくため、各種法人が運営する事業所が、「生活介護」「自立支援」「就労移行支援」「就労継続支援」の支援内容に応じたサービスを提供しています（令和5年9月現在195事業所）。
- 本市では、市独自の加算制度等により、支援ニーズに応じた様々なサービスを安定的に提供する体制の確保に取り組んでいます。また、多摩区において通所施設の整備など日中活動の場の確保に向けた取組を推進しました。

【主な日中活動系サービスの支援内容】

●生活介護

常に介護を必要とする方に対し、主に日中に障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事などの介護や創作的活動、生産活動などの支援を行います。

●自立訓練

自立した日常生活または社会生活も営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

●就労移行支援

一般企業への雇用又は在宅就労などが見込まれる方であって、就労を希望する方に対し、生産活動などを通じ就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練などを行います。

●就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な方に対し、就労の機会を提供し、生産活動などを通じ、必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

サービスの
安定供給に
向けた支援

【補助制度】

・小規模生活介護事業所整備事業補助金
改修等により生活介護事業所を整備するものに対し、改修費等の施設整備費の一部を補助するもの



【主な市単独加算制度】

・定率加算
入所者等の処遇向上を図ることを目的として給付費に上乗せして支弁するもの
・実績加算
支援の必要性が高い入所者等を受入れた場合の支援に対して支弁するもの
・支援体制加算
専門的なケアを要するため、職員体制を確保している場合に対して支弁するもの

グループホームの整備促進の取組

概要 背景 取組 成果 まとめ

- グループホームの新築・改修への補助等により、利用者の高齢化・重度化に対応した設備への補助を含め、グループホームの整備や運営に対する支援によるグループホームの基盤整備に取り組んでいます。
- 入所施設からの地域移行や地域生活を希望する方が増加している一方で、グループホームの入居率が高いことから、継続して地域での暮らしを実現するため、グループホーム整備促進に取り組んでいます。

※令和3年11月5日 社会保障審議会障害者部会資料抜粋

グループホームの概要

- ★ 障害のある方が地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場。
- ★ 1つの住居の利用者数の平均は6名程度。

具体的な利用者像

- ★ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
- ★ 一定の介護が必要とあるが、施設ではなく地域の中で暮らしたい方
- ★ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方 など

具体的な支援内容

- ★ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介助その他日常生活上の援助を実施
- ★ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

必要な設備等

- ★ 共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要
- ★ ユニットの入居定員は2人以上10人以下
- ★ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
- ★ 居室の定員：原則1人
- ★ 居室面積：収納設備を除く7.43㎡

★住宅地に立地

★入居定員は原則10名以下

- ※ 既存の建物を利用する場合は20名以下、都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下とすることができる。
- ※ 日中サービス支援型の場合、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。（定員の合計は20人以下）

利用者数の推移



	グループホーム（共同生活援助）		
	（介護サービス包括型）	（日中サービス支援型）	（外部サービス利用型）
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助		
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業員により介護サービスを提供	当該事業所の従業員により提供の介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託
相談件数	世帯主の配置及び障害支援区分に応じて 667単位～170単位	世帯主の配置及び障害支援区分に応じて 1,105単位～252単位	世帯主の配置に応じて 243単位～114単位 標準的居宅時間に応じて（受託居宅介護サービス） 96単位～
事業所数	8,670事業所	318事業所 （平成30年4月～）	1,301事業所
利用者数	124,291人	4,708人 （平成30年4月～）	15,571人

利用者数合計 144,570人

※国勢調査・利用状況については、国勢調査令和3年4月1日時点の集計実績

1 新築・改修事業補助金の拡充

行動障害等の重度障害のある方、肢体不自由の方が利用可能なグループホームの整備に対する補助を拡充

2 安定的な運営の確保

川崎市障害者共同生活援助助金等事業補助金や川崎市障害者共同生活援助事業運営費補助金による支援を行うことで、グループホームの安定的な運営を確保

3 グループホーム設置の促進

自立した住まいの場の1つとして、グループホームの設置を毎年100床ずつ増床し、地域の暮らしを実現

○利用者数の推移

（単位：人）

令和3年度	令和4年度	令和5年度
1,545	1,636	1,692

※令和3年度、令和4年度は3月実績、令和5年度は6月実績

精神障害者の地域移行を促進する取組

概要 / 背景 / **取組** / 成果 / まとめ

- 精神障害者の地域移行支援は、精神科病院に1年以上入院されている方が、病院を退院し、地域で生活できるよう支援するものです。また、定着支援は退院された方が地域での生活を継続し、その人らしい生活が送れるよう支援するものです。
- 取組においては、ピアサポーター、医療機関、地域相談支援事業所、行政機関などの関係機関による協議を年6回開催しました。①人材育成WG②居住支援WG③社会資源WG④業務整理WGの4つのワーキンググループに分かれ取組を推進しました。

人材育成

退院支援の実践に向けた相談支援体制等の充実、取組の啓発の手引きを作成し、手引きの活用研修会を開催しました。

居住支援

居住支援協議会と共催の研修や住宅と福祉連携の取組に関する啓発など、まちづくり局と協同し、支援体制の構築推進を図りました。

社会資源

当事者仲間の支え合い、様々な場で活躍など、支援者とピアサポーターの協働を目指し、ピア活動に関する支援者向け座談会を開催しました。

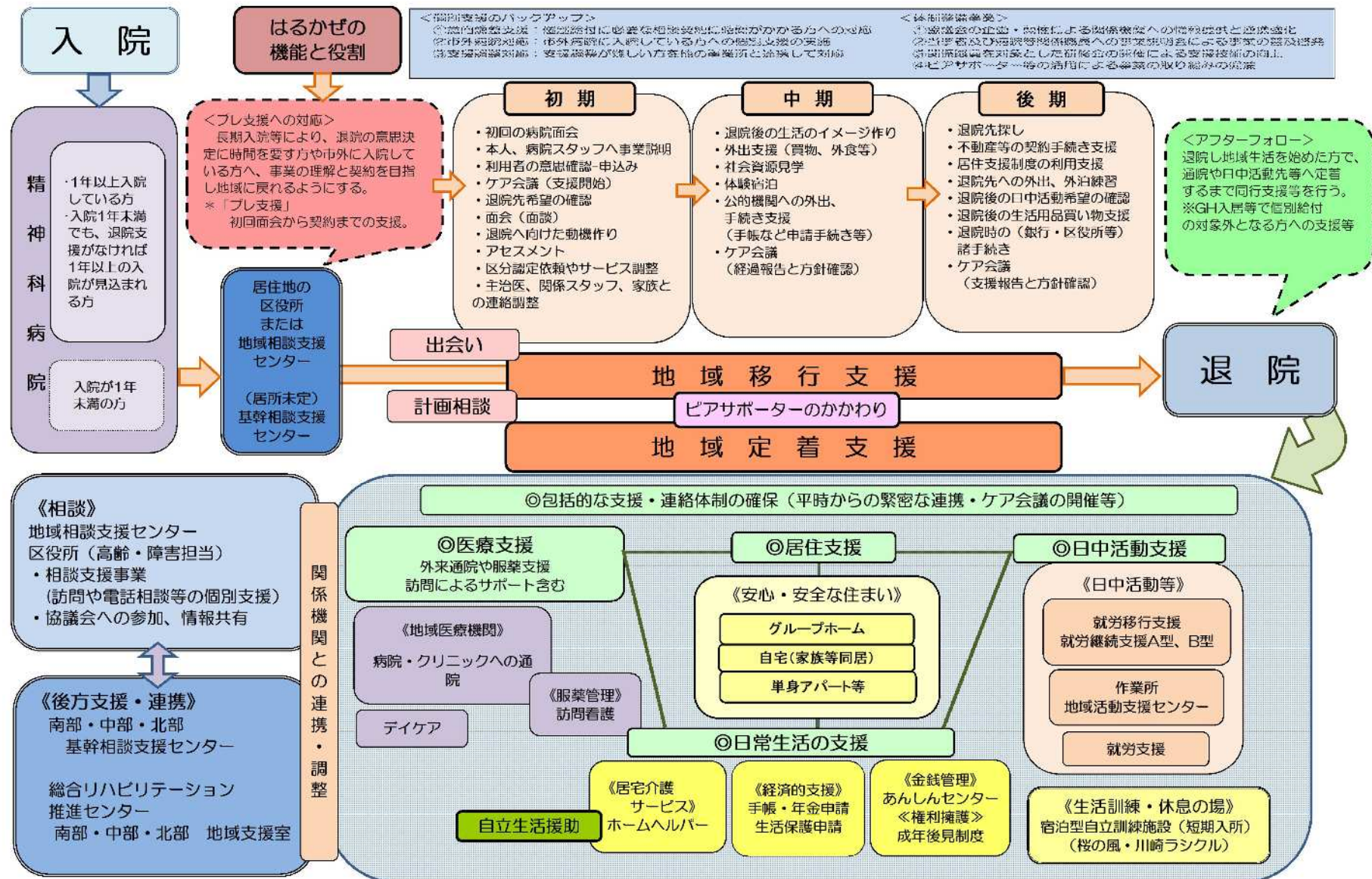
業務整理

支援対象者実態調査、市内精神科5病院のヒアリングを実施し、退院に向けたアプローチポイントの抽出を行いました。

精神障害者の地域移行を促進する取組

精神障害者地域移行・定着支援体制図

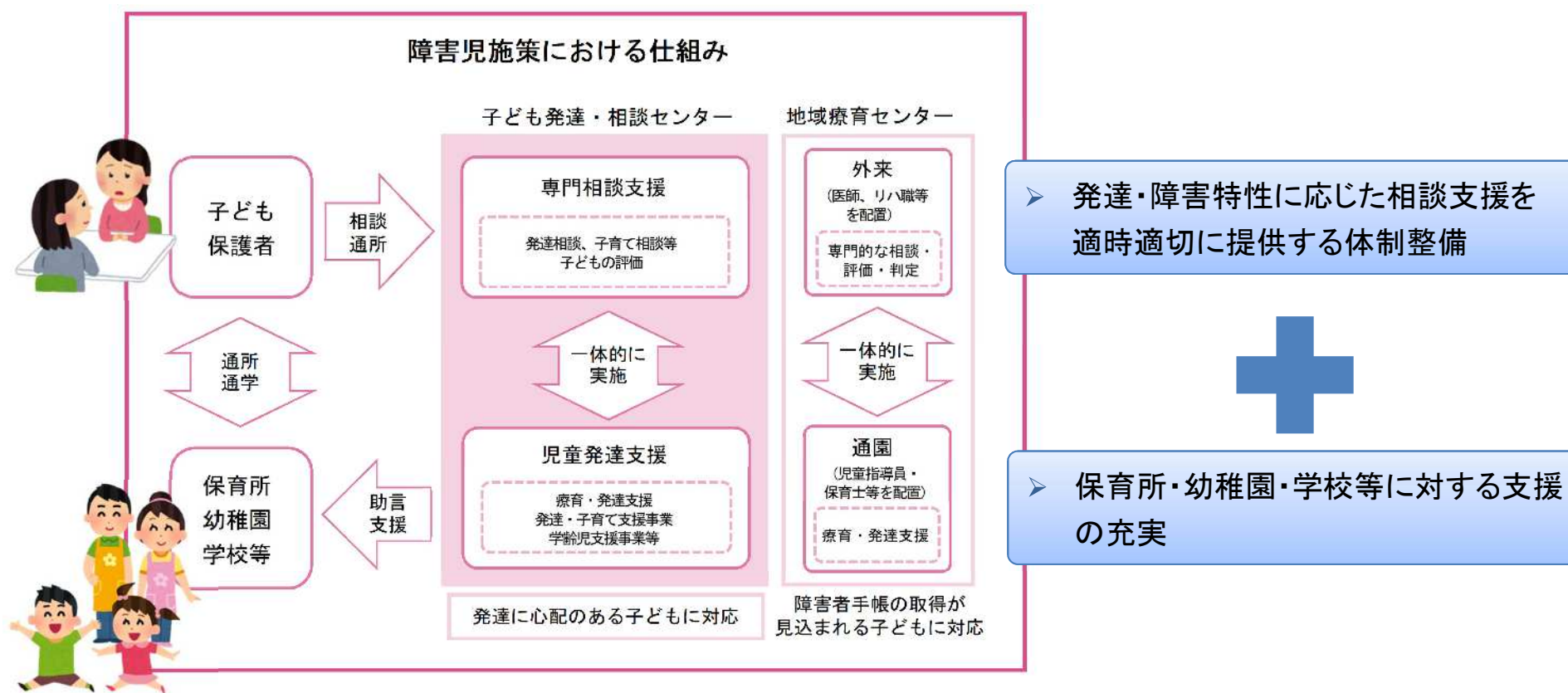
概要 背景 取組 成果 まとめ



障害児支援の充実に向けた取組①

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 急増する発達相談ニーズに対応するため、発達に心配のある子どもを対象とした「子ども発達・相談センター」を整備するとともに、「地域療育センター」については、障害者手帳の取得が見込まれるなど、より専門的な支援が必要な子どもに対象を特化することで、障害児支援の充実に向けた取組を進めています。



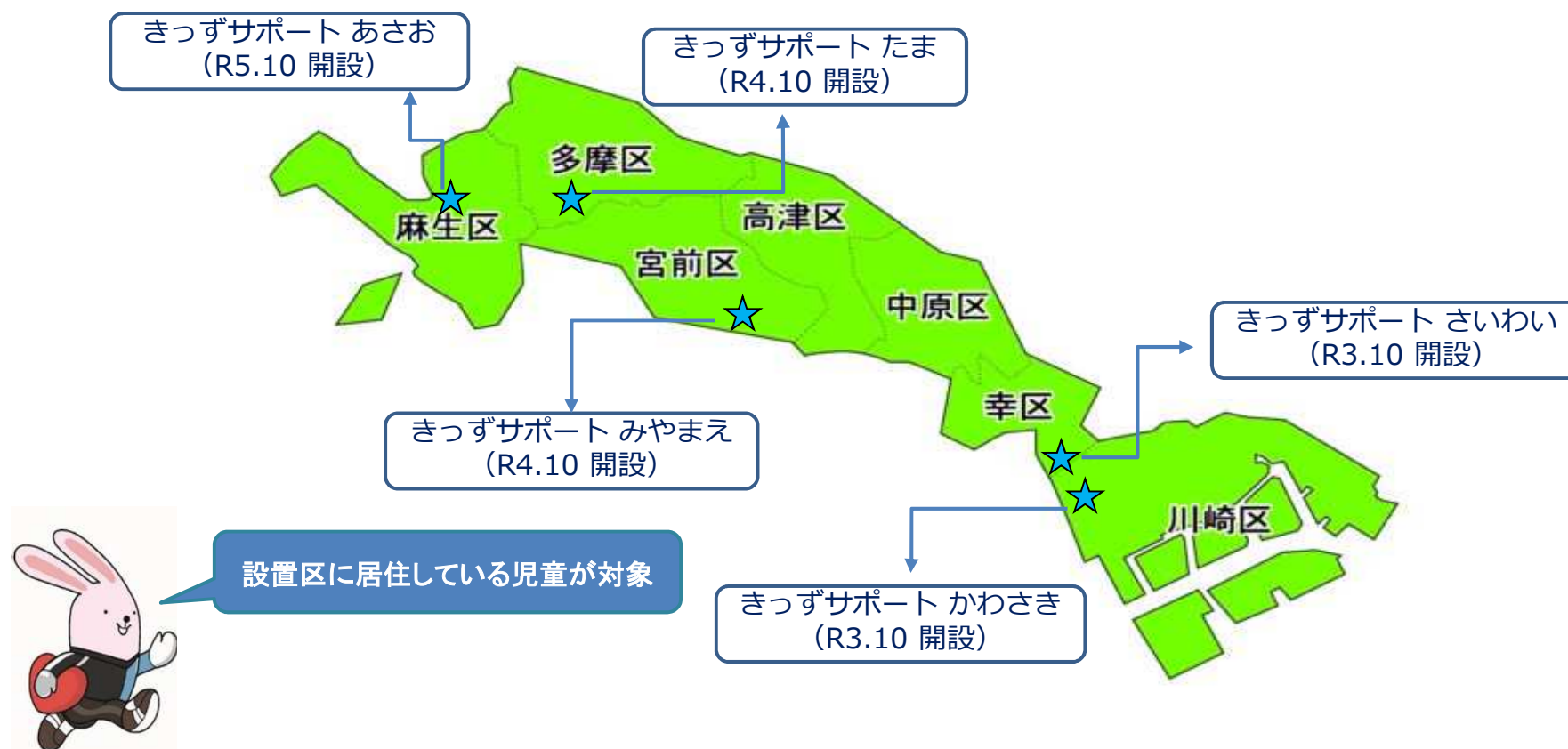
障害児支援の充実に向けた取組②

概要 背景 取組 成果 まとめ

子ども発達・相談センターの整備促進

- 発達に心配のある児童を対象とした、新たな相談支援機関として、令和3年10月から、「子ども発達・相談センター(きっずサポート)」を整備しています。

(令和3年度:川崎区・幸区 令和4年度:宮前区・多摩区 令和5年度:麻生区)



成果指標①の達成状況(目標達成)

概要 背景 取組 成果 まとめ

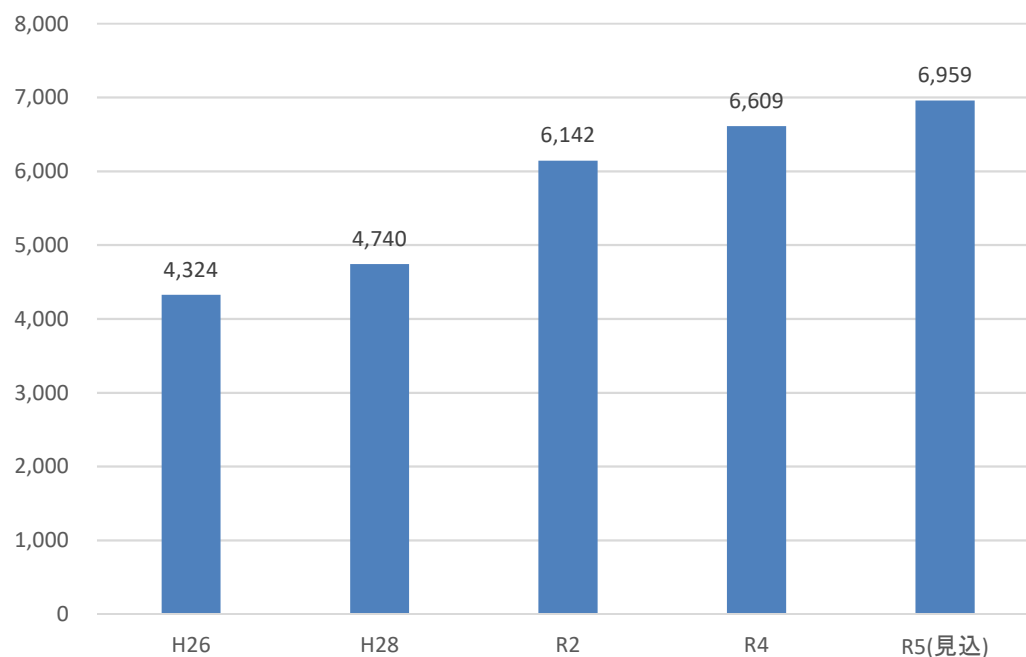
日中活動系サービスの利用者数

- 日中活動系サービスの利用者数では、第1期策定時に比較して2,635人の増加が見られており、R5実績(見込)は、目標を77人上回る見込みとなっています。

	第1期策定時(H26)	R4	R5
目標		6,645人/月	6,882人/月
実績	4,324人/月	6,609人/月	6,959人/月(見込)

※令和5年度は見込人数

日中活動系サービスの利用者数



成果指標②の達成状況(目標達成)

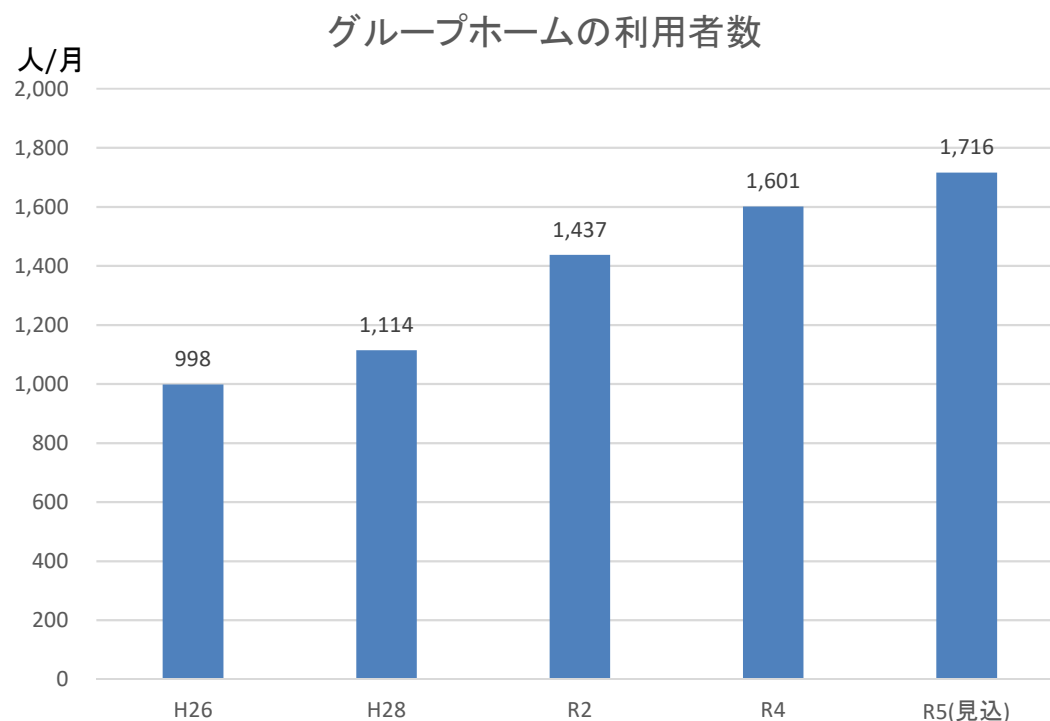
概要 背景 取組 成果 まとめ

グループホームの利用者数

- グループホームの利用者数では、第1期策定時に比較して718人の増加が見られており、R5実績(見込)は、目標を123人上回る見込みとなっています。

	第1期策定時(H26)	R4	R5
目標		1,493人/月	1,593人/月
実績	998人/月	1,601人/月	1,716人/月(見込)

※令和5年度は見込人数



成果指標③の達成状況(目標未達成)

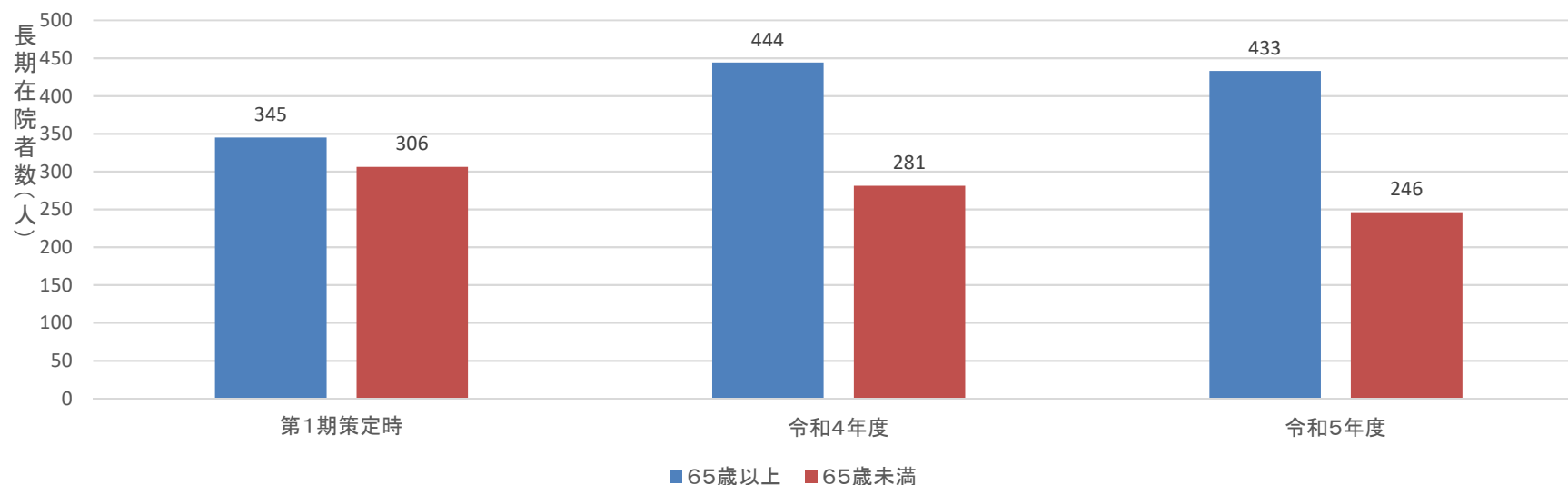
概要 / 背景 / 取組 / **成果** / まとめ

長期(1年以上)在院者数(精神障害)

- 長期(1年以上)在院者数は、65歳未満は減少しているものの、65歳以上については第1期策定時と比較し、88人の増加が見られました。65歳以上は48人、65歳未満は34人、目標を下回ったことから、取組の中で抽出した退院に向けたアプローチポイントへの支援力強化を推進します。

		第1期策定時(H26)	R4	R5
目標	65歳以上	290人以下	393人以下	385人以下
	65歳未満	271人以下	223人以下	212人以下
実績	65歳以上	345人	444人	433人
	65歳未満	306人	281人	246人

長期在院者数の推移(令和4年度～5年度)



成果指標③の成果分析

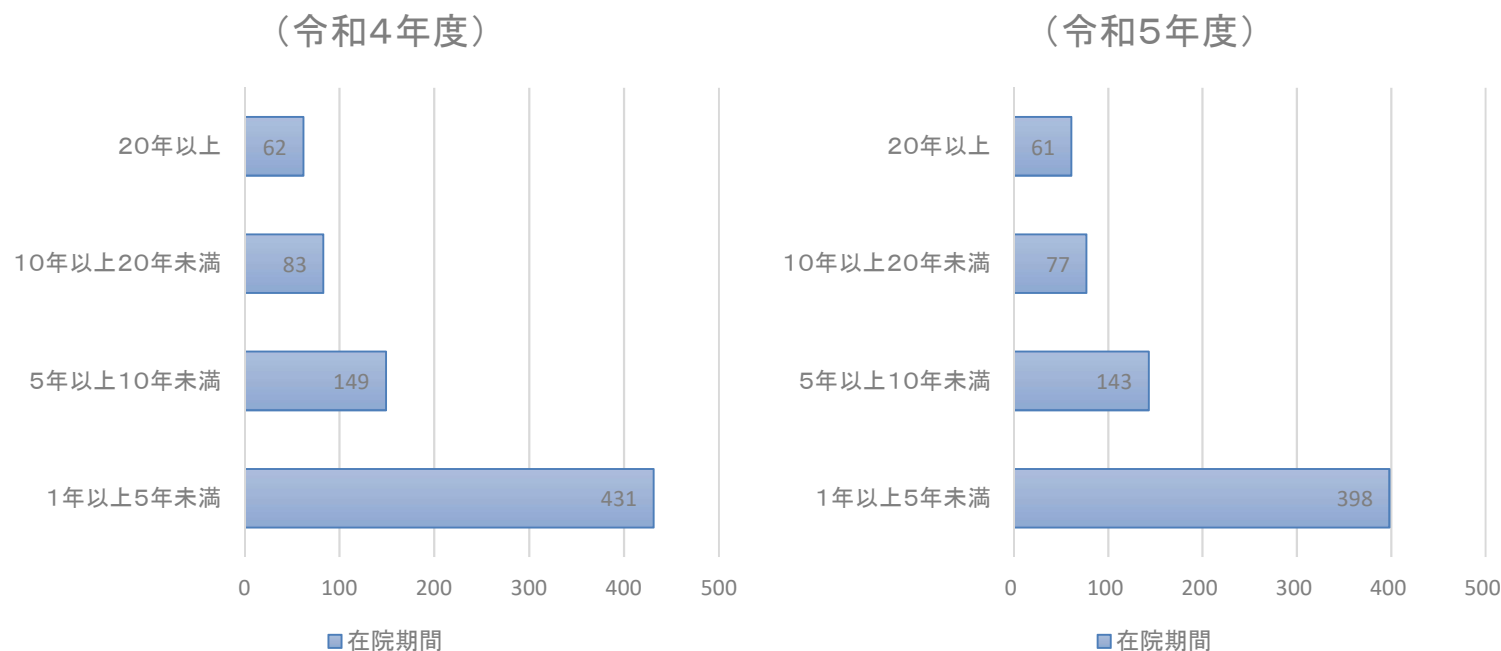
概要 背景 取組 成果 まとめ

長期(1年以上)在院者数(精神障害)

- 入院後12カ月時点での退院率は91.2%※で、一年以上の入院者は一定の規模で流入しており、在院期間別内訳においても1年以上5年未満の入院者が最も多く、入院が長期化することによって退院意欲の低下、家族からの孤立、社会との交流の減少等の退院を阻害する要因が悪化するため、入院早期から地域移行支援を視野に入れた支援体制を地域の関係機関とネットワークを構築しながら整える必要があります。

※出典：令和元年度 厚生労働科学研究「医療計画、障害福祉計画の効果的なモニタリング体制の構築のための研究」(研究代表者：山之内芳雄)からの報告 NDBデータを活用して算出

長期在院者の在院期間別(人数)



成果指標④の達成状況(目標達成)

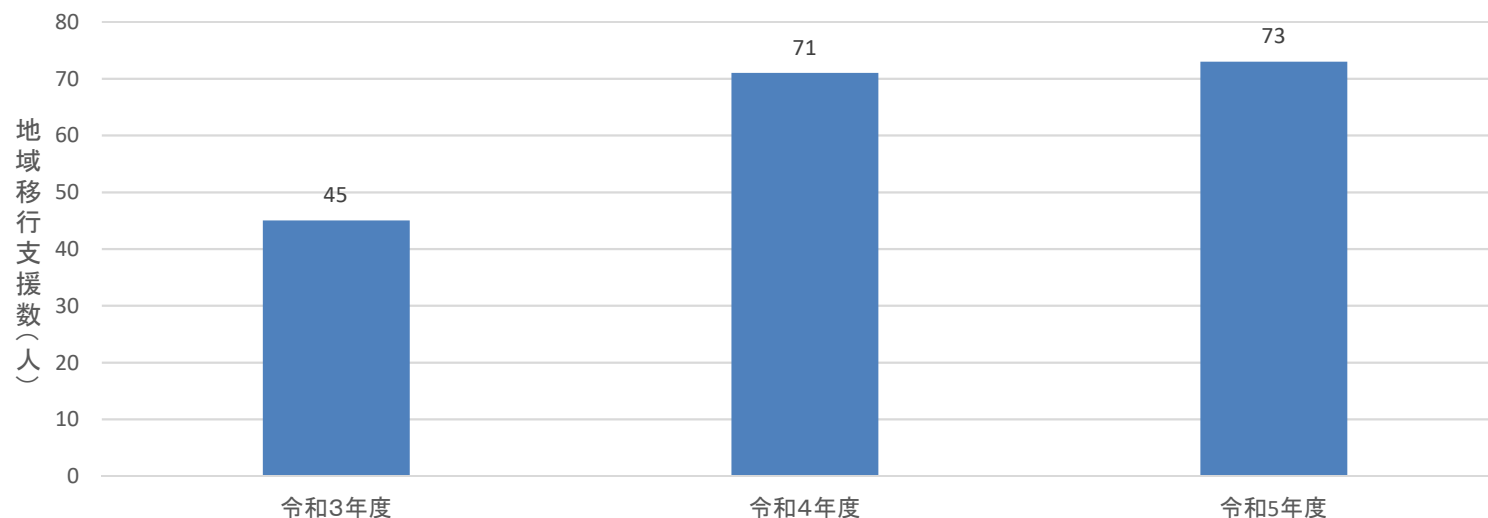
概要 背景 取組 成果 まとめ

市内の相談支援事業所が、精神障害者の地域移行支援を実施した人数

- 精神科病院に入院中の患者に対して、相談支援事業所が病院に訪問し、退院後の生活ニーズを汲み取りながら外出同行、社会資源の利用調整、退院後の住居確保等を含む地域移行支援を実施し、R4・5実績はいずれも目標を達成しています。

	第1期策定時(H26)	R4	R5
目標		61人	61人
実績	第3期から設定	71人	73人

相談支援事業所による地域移行支援数(令和3年度～5年度)

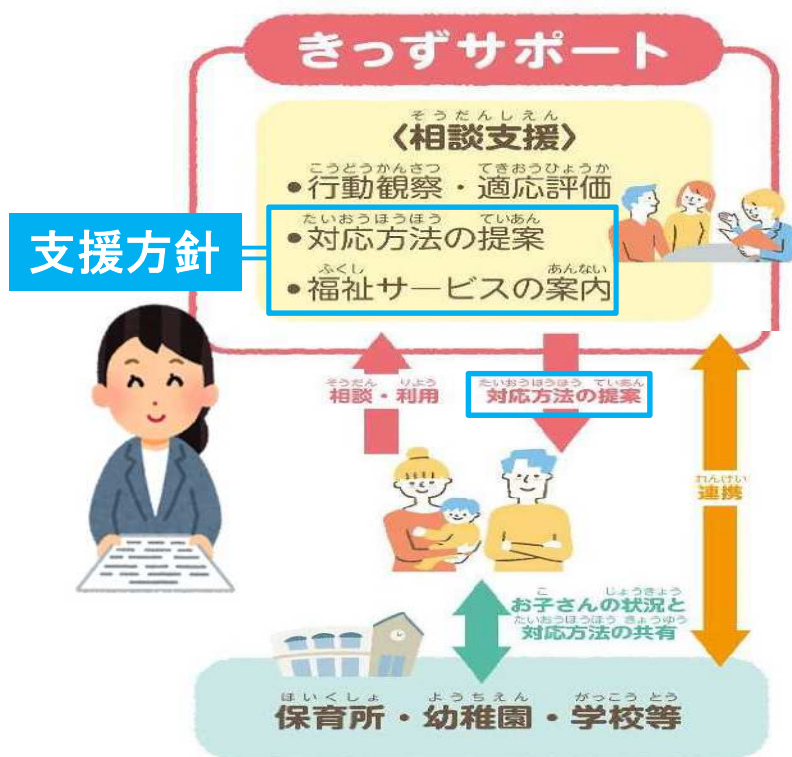


その他成果(数値で把握できる補足指標)

概要 背景 取組 成果 まとめ

子ども発達・相談センターが交付した支援方針の件数

- 子ども発達・相談センターでは、児童の特性に合った対応方法や、福祉サービスの利用について記載した「支援方針(今後の支援の方向性や手立て等を整理した書面)」を保護者へ交付し、児童が通う保育所や学校等と共有することで、児童の発達状況に応じた支援の充実に取り組みました。



【子ども発達・相談センター(きッズサポート)の支援イメージ図】

- 子ども発達・相談センターが支援の一環として保護者に交付する「支援方針」の交付件数(1区あたり/月あたりの件数)

	R4	R5
目標	15以上	15以上
実績	17	21

- 全市の合計件数

	R4	R5
実績	616	1,134

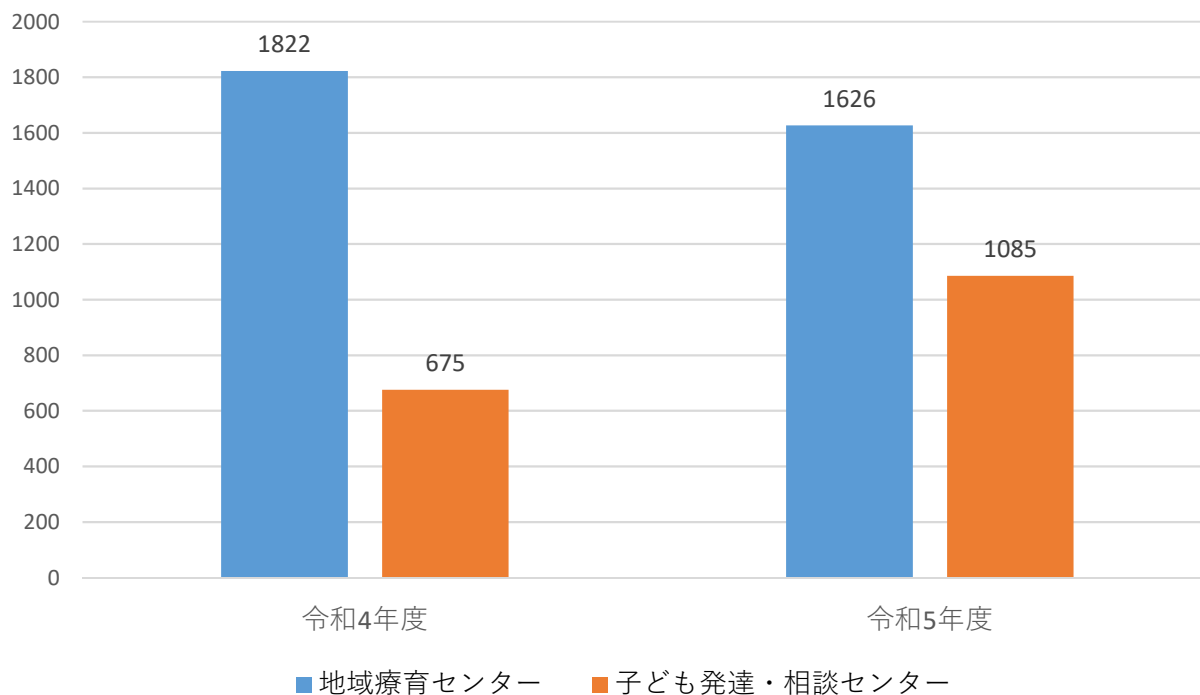
その他成果(数値で把握できる補足指標)

概要 / 背景 / 取組 / **成果** / まとめ

地域療育センター及び子ども発達・相談センターの新規相談件数

- 発達に心配のある児童を対象とした子ども発達・相談センターと、障害児及びその疑いのある児童を対象とした地域療育センターを運営し、専門職による評価・診断等に基づく支援を行うことで、障害児等及びその家族が地域で生活しやすい環境づくりに取り組みました。

地域療育センターと子ども発達・相談センターの新規来所者数



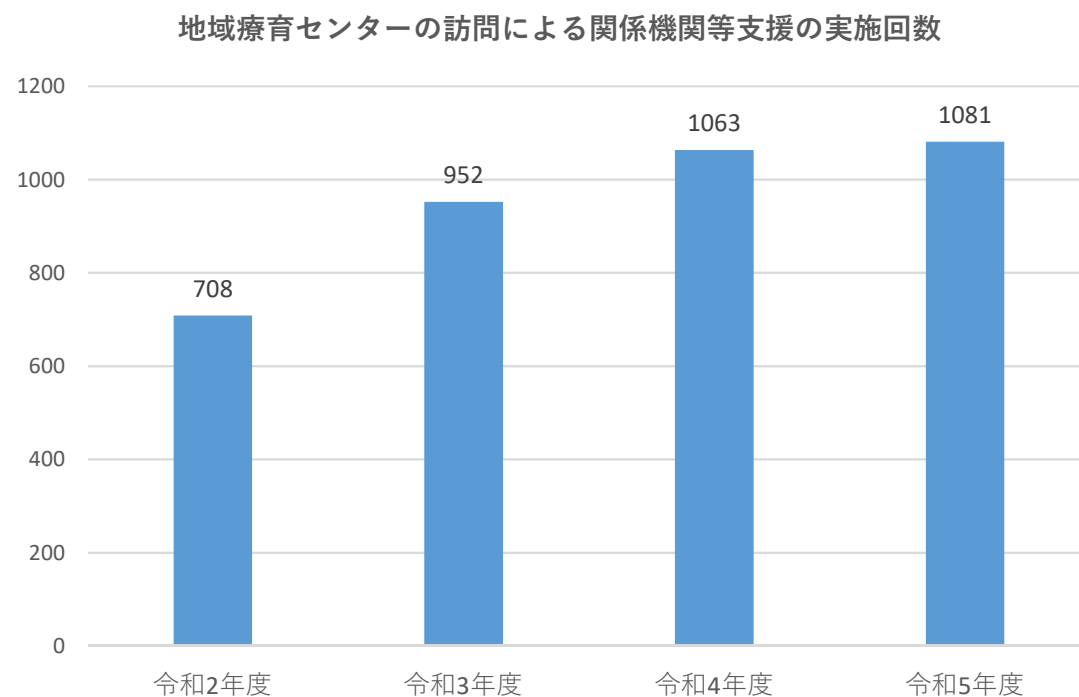
	R4	R5
目標	—	—
実績	2,497人	2,711人

その他成果(数値で把握できる補足指標)

概要 / 背景 / 取組 / **成果** / まとめ

地域療育センターの訪問による関係機関等支援の実施回数

- 地域療育センターでは、保育所・幼稚園・学校等を訪問し、障害特性に応じた対応や環境設定について助言することで、地域における障害児支援の充実を図るとともに、インクルージョンの推進に向けて取り組みました。



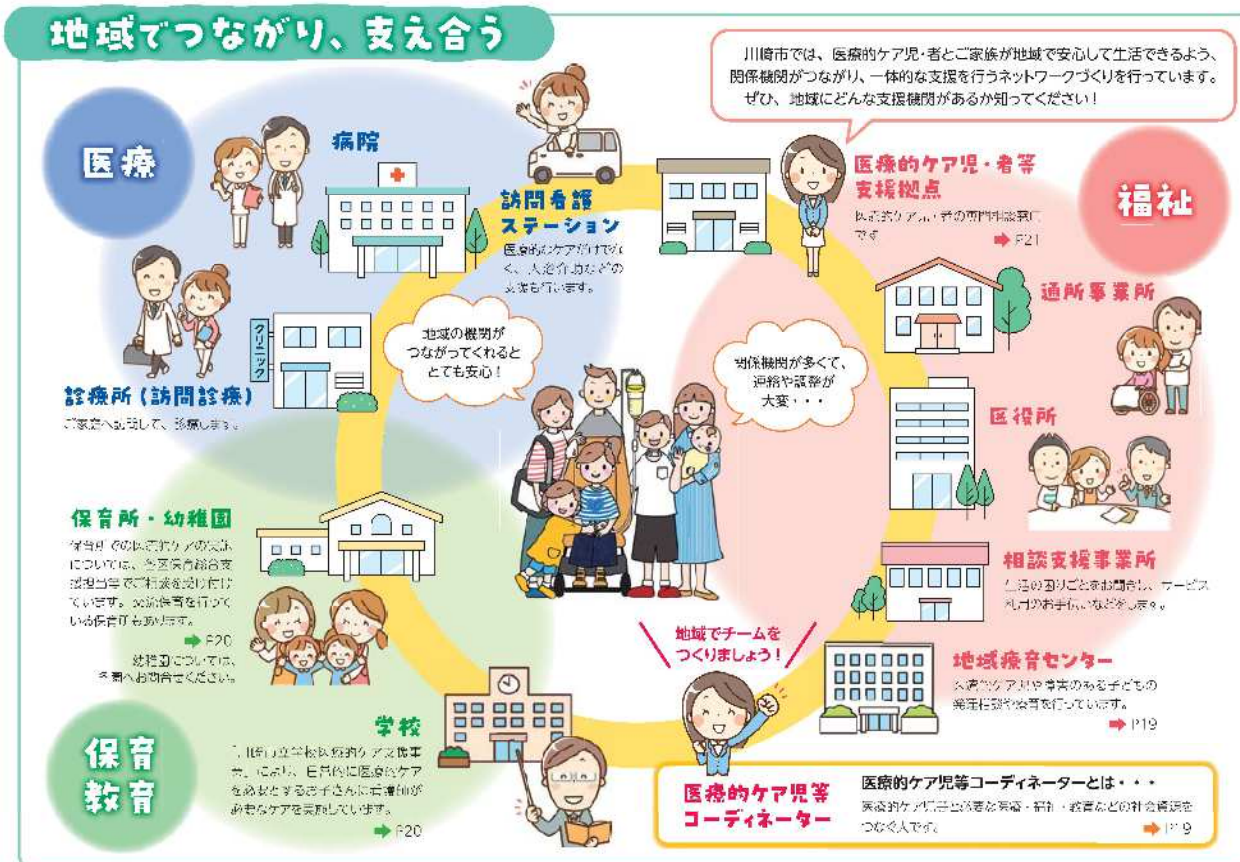
	R4	R5
目標	800回	850回
実績	1,063回	1,081回

その他成果(数値で把握できる補足指標)

概要 背景 取組 成果 まとめ

川崎市医療的ケア児連絡調整会議の開催回数

- 医療的ケア児支援に関する協議の場として、市内医療機関や訪問看護ステーション、福祉事業所や行政等の代表者で構成される「医療的ケア児連絡調整会議」を年2回開催し、情報共有を行うとともに、今後の施策の展開に向けた協議を行いました。



	R4	R5
目標	2回	2回
実績	2回	2回

令和5年度の主な議題

- 関係機関ネットワーク構築に向けた取組
- 保育所や学校における取組
- 災害対策

「知ってほしい医療的ケアのこと
～支援者のためのハンドブック～」
(令和5年川崎市発行)

その他成果(定性的な成果)

概要 背景 取組 成果 まとめ

障害のある方の日中活動の場の確保

- 多摩区において通所施設の整備など、障害のある方の地域での生活の場や日中活動の場の確保に向けた取組を推進し、障害者の自立した地域生活を支援する基盤の充実を図りました。



障害福祉サービス事業所への市独自の支援

- 障害福祉サービスを提供する事業所に対して、市独自の支援(市単加算・運営費補助等)を実施することで、利用者の処遇改善等及び事業所の安定運営が図られています。

施策の進捗状況

概要 / 背景 / 取組 / 成果 / まとめ

施策の進捗状況 ▶ B一定の進捗がある(目標達成に向けて進捗している)

理 由

- 施策の成果指標については、一部を除き目標を達成しており、配下の事務事業については、「地域療育センター等の運営」については令和4年度に宮前区・多摩区に、令和5年10月には麻生区に各区1か所の子ども発達・相談センター整備するなど連携強化に向けた取組を推進しました。また、「障害者日常生活支援事業の推進」については、地域における生活の場(グループホーム等)や日中活動の場(通所施設等)の運営支援等により、グループホームの住居を100名程度増床し、地域での暮らしを実現・継続することができるよう取組みました。「障害者支援制度実施事業」のうち、事業所の個別指導・監査については、令和4・5年度の2箇年のうち、令和4年度について、利用者への新型コロナウイルスの感染防止対策の一環として、国の指導のもと、個別の実地検査を控え、全事業所への集団指導のみとした結果、目標未達となってしまいましたが、その他の事業についてはほぼ目標を達成していることから、「障害者が生活しやすい環境をつくる」という直接目標の達成に向けて、一定の進捗がありました。
- 成果指標である「長期(1年以上)在院者数(精神障害)65歳以上」については、対象層の主たる疾患が認知症など、治療が長期化しやすいことから、目標達成には至りませんでした。また、「長期(1年以上)在院者数(精神障害)65歳未満」については精神科病院に入院中の患者に対して個別支援を実施するとともに関係機関との協議会を開催するなど、地域移行支援の取組を推進し、一定の成果が見られました。また、関係機関との協議会の中で、令和4年度・5年度にかけて、アプローチポイントの抽出を実施しました。ポイントの中では、居住・生活能力・家族支援を強化していくことで更なる地域移行の推進を見込めることがわかりました。

【施策の進捗状況区分】

A 順調に推移している(目標を達成してる)、B 一定の進捗がある(目標達成に向けて進捗している)

C 進捗が遅れている(目標達成が遅れる可能性がある)、D 進捗は大幅に遅れている(目標達成が難しい可能性がある)

施策の今後の方向性

概要 / 背景 / 取組 / 成果 / まとめ

今後の方向性

Ⅱ 概ね効果的な構成である(一部見直し等の余地がある)

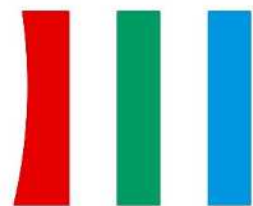
理 由

- 配下の事務事業はほぼ目標を達成しており、一部を除き、成果指標の目標を達成や直接目標の達成につながっていることから、各事務事業の取組を引き続き推進していきます。
- 配下の事務事業である「地域療育センター等の運営」については、市内4か所(公設民営3・民設民営1)の地域療育センターと、令和3年度から順次整備している子ども発達・相談センターとが効果的な連携を図り、専門的かつ総合的な相談支援や療育等を提供することで、発達に不安のある児童や障害児、その疑いのある児童及びその家族が、地域で生活しやすい環境づくりを推進するとともに、子ども発達・相談センターについては、未設置区への設置を進め、支援体制の強化を図ります。また、「障害者支援制度実施事業」のうち、事業所の個別指導・監査については、時間短縮や少人数対応等により効率性を高めながら、適切に実地指導を行います。
- 成果指標である「長期(1年以上)在院者数(精神障害)65歳未満」、「長期(1年以上)在院者数(精神障害)65歳以上」及び「市内の相談支援事業所が、精神障害者の地域移行支援を実施した人数」については、関係支援機関を対象とした協議の場面を通じて支援ネットワークを構築しながら支援の裾野を広げ、受け入れ条件が整えば退院可能な患者に対して支援が提供できるよう検討していきます。なお、成果指標である長期在院者数については、令和5年度は目標未達成となっており、今後は地域移行支援に関する手引きを作成し従事者への啓発を進めるとともに、1年以上入院している在院者を対象とした退院に向けたアプローチポイントを地域と共有する取り組みを精神科病院と連携しながら進めていきます。

【今後の方向性区分】

I 効果的な事業構成である(現状のまま継続する)、Ⅱ 概ね効果的な構成である(一部見直し等の余地がある)

Ⅲ あまり効果的な事業構成でない(見直し等の余地が大きい)、Ⅳ 事業構成に問題がある(抜本的な見直し等が必要である)



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市